

## 船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 令和5年3月28日(火)  
開 会 午後 2時00分  
閉 会 午後 3時10分

2. 場 所 教育委員室

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 3. 出席委員 | 教 育 長 | 松 本 淳   |
|         | 委 員   | 小 島 千 鶴 |
|         | 委 員   | 朝 倉 暁 生 |
|         | 委 員   | 蓮 池 政 貴 |

|         |                |         |
|---------|----------------|---------|
| 4. 出席職員 | 管理部長           | 森 昌 春   |
|         | 教育次長           | 村 田 真 二 |
|         | 学校教育部長         | 礪 野 護   |
|         | 生涯学習部長         | 三 澤 史 子 |
|         | 教育総務課長         | 五十嵐 正 樹 |
|         | 学務課長           | 野 木 英 表 |
|         | 指導課長           | 茂 木 義 久 |
|         | 社会教育課長         | 牟 田 重 実 |
|         | 施設課長補佐         | 都 築 隆 行 |
|         | 総合教育センター所長     | 仲 臺 和 浩 |
|         | 文化課長           | 松 田 修   |
|         | 生涯スポーツ課長       | 高 橋 伸 行 |
|         | 総合教育センター教育支援室長 | 藤 原 裕 子 |
|         | 郷土資料館長         | 金 子 俊   |

### 5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第7号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第8号 船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校文書管理規程の一部を改正する訓令について

議案第9号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について

議案第10号 船橋市立御滝中学校用地の変更について

- 議案第11号 船橋市立金杉台中学校用地の廃止について
- 議案第12号 船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第13号 船橋市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
- 議案第14号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について
- 議案第15号 令和5年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について

### 第3 臨時代理報告

- 報告第1号 職員の任免について
- 報告第2号 県費負担教職員の任免に関する内申について
- 報告第3号 職員の任免について

### 第4 報告事項

- (1) スポーツ健康都市宣言40周年記念冠事業の募集について
- (2) 令和4年度船橋市特別支援教育推進大会合同発表会について
- (3) 令和4年度プラネタリウム特別投影について
- (4) 令和4年度第58回教育研究論文について
- (5) 第36回ふなばし生涯学習フェアについて
- (6) 第41回船橋市小学生・女子駅伝競走大会の実施報告について
- (7) いじめの重大事態の認知に係る報告について
- (8) いじめの重大事態の認知に係る報告について
- (9) いじめの重大事態の認知に係る報告について
- (10) いじめの重大事態の認知に係る報告について
- (11) その他

## 6. 議事の内容

### 【教育長】

ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たりまして、鳥海委員が所用のためご欠席と連絡がございましたので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りいたします。

1月19日に開催いたしました教育委員会会議1月定例会及び2月6日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

それでは、議事に入りますが、先ほど事務局から、職員の身分の取扱いについての議案が追加で提出されましたので、船橋市教育委員会会議規則第7条に基づき、本日の議事日程において、当該議案を議案第16号として追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

また、議案第13号、14号、16号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第15号につきましては、同規則第12条第1項第5号に、報告事項(7)から(10)につきましては、同規則第12条第1項第3号に該当いたしますので、非公開といたしたいと思います。

また、議案第15号、16号及び報告事項(7)から(10)につきましては、関係職員以外の職員には退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(11)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第7号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

**【教育総務課長】**

議案第7号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は本冊の5ページから7ページまでとなります。

まず、本規則改正の理由といたしましては、3点ほどございます。

1点目といたしましては、船橋市個人情報保護条例が廃止されること。

2点目といたしましては、係を新設すること。

3点目といたしましては、適応指導教室の名称が変更となることとございます。

それでは、内容につきまして、資料の新旧対照表でご説明いたします。

まず、第6条の改正につきましては、教育長の専決事項のうち、「船橋市個人情報保護条例に基づく個人情報の保護に関すること」を「個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の保護に関すること」と改正します。

個人情報の取扱い等につきましては、現在各地方公共団体がそれぞれの条例にのっとり運用しているところであり、本市におきましても船橋市個人情報保護条例を定め、運用しております。しかしながら、国の個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日からはこの法律により全国的な共通ルールが適用されることとなり、市の条例は廃止されるため、改正を行うものでございます。

続きまして、課及び係の設置について定めた第9条、そして、新旧対照表の一番下になりますが、教育機関の内部組織等について定めた別表第1の改正についてご説明します。

この改正は、現在ある班を係に改めるものでございます。学校教育部指導課に計画推進係、教育課程係、生徒指導係、国際理解教育係を、そして、総合教育センターに研究研修係、情報教育係を設置いたします。指導課及び総合教育センターにつきましては、令和3年度までは係を設置しておらず、全て班という組織規則上の位置づけを持たない体制で業務を行ってまいりましたが、令和4年度に主に事務的な業務を行う指導課の庶務班を庶務係に、また、総合教育センターの総務班を総務係として係を設置したところです。

そして、令和5年度からは、それ以外の全ての班につきましても係を設置し、係長を配置することにより、各職員の立場や責任の所在を明確にするものでございます。

最後に、第16条教育機関の文書事務の改正についてご説明します。

こちらは総合教育センターの「適応指導教室に関すること」を「サポートルームに関すること」に改めるため行うものでございます。

名称の変更につきましては、不登校児童・生徒や保護者にとって抵抗感を減らし、親しみやすいものにするために検討したものであり、また、国からも同様の趣旨の通知をされていることから、令和5年4月1日より名称をサポートルームと変更するため、改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**【教育長】**

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

小島委員。

**【小島委員】**

確認的な感じですが、係と班の違いというものをちょっとすみません、基本的なことでも申し訳ないんですけれども、教えていただくことと、この係になることで、どのような効果を考えているのかということをご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

**【教育長】**

教育総務課長。

**【教育総務課長】**

通常組織という場合は、それぞれの塊ごとに長がいて、それで責任を負っていくことになるんですけれども、通常部長がいて、課長がいて、係長がいて、係員がいるという、そういった組織に成り立っております。

それで、今まで係を設置してこなかったという経緯につきましては、やはりそれぞれ、お一人お一人が専門的な業務をなさっていて、なかなかその上に立つ人間がまとめるというよりは、それぞれ独立してやったほうがいいのかということ、係を設置していなかったんですけれども、実際に学校教育部さんともお話をさせていただいた中で、そうはいいまして、実際に係長的な業務を負っている職員がいるということですので、そうであれば本来の形に立ち返ってしっかりと長を置いて、全体を統括する人間を置いてやるということで、そのほうが好ましいだろうということで係を設置させていただいた経緯がございます。

以上です。

**【教育長】**

よろしいですか。

**【小島委員】**

はい。

**【教育長】**

そのほかにもございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第7号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」

を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

**【教育総務課長】**

議案第8号「船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校文書管理規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

資料は本冊9ページ、10ページとなります。

まず、本規程の改正の理由についてですが、金杉台中学校と御滝中学校の統合に伴い、令和5年3月末をもって金杉台中学校が閉校となることから、規程の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、資料中段、別表の学校名から「船橋市立金杉台中学校」を削除し、文書記号につきましても同様に「船金台中」を削除するものでございます。

なお、本訓令の施行につきましては、令和5年4月1日といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【教育長】**

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第8号「船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校文書管理規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第8号については、原案どおり可決いたしました。  
続きまして、議案第9号について、教育総務課、説明願います。  
教育総務課長。

**【教育総務課長】**

議案第9号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」をご説明いたします。

資料は本冊の11ページ、12ページとなります。

まず、本規程改正の理由についてですが、議案第8号と同様、令和5年3月末をもって金杉台中学校が閉校となることから、規程の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別表第1、教育機関の中学校の印及び中学校長の印の個数が1つ減ることから、その個数を現在の27から26に改めるものです。

なお、本規程の施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**【教育長】**

ただいま説明がございまして、何かご意見、ご質問等ございましてでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第9号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号の審議に入ります。

議案第10号と議案第11号については、いずれも金杉台中学校と御滝中学校の統合に関する議案となりますので、一括して担当課より説明を行った後、各議案について審議するものといたします。

それでは、施設課、説明願います。

施設課長補佐。

**【施設課長補佐】**

それでは、議案第10号「船橋市立御滝中学校用地の変更について」及び議案第11号「船橋市立金杉台中学校用地の廃止について」、関連する事項でございますので、まとめて施設課長補佐よりご説明させていただきます。

本冊13から19ページをご覧ください。

本件は、船橋市立金杉台中学校用地につきまして、敷地の一部を船橋市立御滝中学校用地に変更し、また、残りの敷地については、学校用地を廃止するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第5号の規定に基づき、議決を得る必要があることから、今回議案としてお諮りするものでございます。

本冊15ページの配置図をご覧ください。

金杉台中学校から御滝中学校に変更する敷地につきましては、赤色で塗られている部分の1万1,780.49平方メートルでございます。

続いて、本冊19ページをご覧ください。

金杉台中学校用地を廃止する敷地につきましては、青色で塗られている部分9,112.16平方メートルでございます。廃止後につきましては、市長部局に引継ぎいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

#### 【教育長】

ただいま説明ございましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号「船橋市立御滝中学校用地の変更について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

異議なしと認めます。

議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号「船橋市立金杉台中学校用地の廃止について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。



**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について、郷土資料館、説明願います。

郷土資料館長。

**【郷土資料館長】**

議案第12号「船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本冊21、22ページをご覧ください。

国において、博物館法の一部を改正する法律が公布され、教育委員会会議2月の定例会においてご承認を受け、令和5年第1回船橋市議会定例会において、船橋市博物館条例の一部を改正する条例が可決されました。今回、博物館法の改正に伴い、同施行規則においても所要の改正を行う必要があります。また、船橋市郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館の休館日である月曜日が休日に当たるとき、開館するための規定を設ける必要があることから、船橋市教育委員会組織規則第3条第2号の規定に基づいて、議決を得るため、同議案を提出するものでございます。

なお、月曜日の休館日、休日の月曜日の臨時開館につきましては、郷土資料館のリニューアルオープン以後、平成30年2月12日、建国記念日の振替休日の日より、決裁を得て既に両館において実施しておりますことを申し添えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【教育長】**

ただいま説明がございしますが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号「船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

【教育長】

続きまして、議案第13号について、指導課、説明願います。

議案第13号「船橋市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」は指導課長より説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第14号について、文化課、説明願います。

議案第14号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は文化課長より説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第1号について、教育総務課、報告願います。

教育総務課長。

【教育総務課長】

報告第1号「職員の任免について」ご報告いたします。

資料は別冊3の3ページから5ページになります。

本来、主幹以上の事務局職員及び教育機関の長の任命に当たっては、教育委員会会議において議決を得るものでございますが、内示日程等の関係で会議を招集するいとまがございませんでしたので、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により、教育長の臨時代理にて決裁し、今回のご報告となります。

それでは、資料3ページからご報告いたします。

まず、1、令和5年3月31日付で定年退職する職員でございます。

安藤明宏管理部参事を含め、6名でございます。

次に、2、令和5年3月31日付で早期退職する職員でございます。

高村一隆海老が作公民館長が退職となります。

次に、3、令和5年4月1日付で県費負担教職員として任用されるため、令和5年3月31日付で退職する職員でございます。

磯野護学校教育部長を含め、4名でございます。

次に、4、令和5年4月1日付で昇任または配置換えをする職員でございます。

社会教育課長の牟田重実を管理部長とするを含め、14名が変更となっております。

次に、5、令和5年4月1日付で市長事務部局等へ出向する職員でございます。

管理部長の森昌春を含め、3名でございます。

次に、6、令和5年4月1日付で市長事務部局から転任する職員でございます。

職員課長の高誠司が施設課長へ転任するのを含め、6名の転任でございます。

最後に、7、令和5年4月1日付で県費負担教職員等から任用する職員でございます。  
千葉県教育庁葛南教育事務所次長の日高祐一郎が学校教育部長へ任用となるのを含め、  
2名の任用となります。

報告は以上でございます。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告第2号について、学務課、報告願います。

学務課長。

#### 【学務課長】

報告第2号「県費負担教職員の任免に関する内申について」ご報告申し上げます。

資料は別冊3、7ページから11ページになります。

令和4年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、小・中学校での  
退職者が21名、行政等の転出者が5名となり、市内に26名の新たな校長が配置され  
ます。26名の新たな校長のうち、再任の校長が5名、県教委、他市等からの転入校長  
が5名、市内の新任校長が6名、再任用校長が10名となります。令和4年度末、年齢  
が56歳以下の若い新任校長につきましては、6名となっております。

次に、副校長でございますが、資料は別冊3、12ページになります。

1名が校長へ昇任し、新任副校長は1名となります。

次に、教頭でございますが、資料は別冊3、13ページから16ページになります。

退職者が3名、教頭から校長に昇任した者が4名、教頭から教諭に降任したものが1  
名、行政や他市に異動した者が8名おります。新任教頭は17名で、市内教諭からの昇  
任が14名、県教委、他市等からの転入教頭が3名となっております。

また、教頭の定数ですが、金杉台中学校と御滝中学校の統合により1名減、新たに塚  
田南小学校と宮本中学校が教頭複数配置となりましたので、2名増となり、全体で1名  
増となっております。

以上でございます。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

続きまして、報告第3号について、学務課、報告願います。

学務課長。

#### 【学務課長】

報告第3号「職員の任免について」ご報告申し上げます。

資料は別冊3、17ページから19ページになります。

令和4年度末の市立船橋高等学校の教頭の任免でございますが、川地雄三が退職し、千葉県立千葉商業高等学校への異動となります。代わりに千葉県立東金商業高等学校より、西川徳郎が新しい教頭として着任いたします。

以上でございます。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、生涯スポーツ課、報告願います。

生涯スポーツ課長。

#### 【生涯スポーツ課長】

報告事項（1）スポーツ健康都市宣言40周年記念冠事業の募集についてご説明いたします。

資料は本冊の23ページになります。

令和5年10月に船橋市はスポーツ健康都市宣言から40周年を迎えます。

そこで、市民の皆さんと一体となって盛り上げ、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じた市民相互のコミュニケーション機会を創出するため、スポーツ健康都市宣言40周年記念を冠して実施するスポーツイベントを幅広く募集しております。お申込みいただきますと、ロゴデザインの使用や市ホームページにイベント情報を掲載することができることになっております。

このほか、市では、市スポーツ健康都市宣言40周年を記念したイベントを予定しておりますので、決まり次第、追ってご報告させていただきます。

報告は以上です。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（2）から報告事項（6）につきましては、定例の報告事項でございするため、説明を省略したいと思います。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（11）その他で、何か報告したいことがある方は報告願います。

社会教育課長。

**【社会教育課長】**

資料はございません。

昨年8月、東邦大学と市が連携して実施いたしました講座「ふなっこ未来大学」が、県主催で行われている県内の生涯学習事業で優れた取組を表彰する第4回ちば講座アワードにて、大賞、1位相当を受賞いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

これは県内の自治体や大学などが生涯学習の推進及び社会教育振興のために実施している特色ある取組を自らエントリーし、互選により特別賞などを決定するものです。

明日、企画運営に携わった東邦大学の学生、また副学長、朝倉委員も来庁していただき、市長、教育長に大賞受賞の喜びの報告をする予定となっています。

報告は以上でございます。

**【教育長】**

ただいま報告がございました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、議案第15号、報告事項（7）から（10）の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

（関係職員以外退席）

**【教育長】**

それでは、議案第15号について、指導課、説明願います。

議案第15号「令和5年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」は指導課長より説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

**【教育長】**

続きまして、報告事項（7）について、指導課、報告願います。

報告事項（7）「いじめの重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より報告があった。

**【教育長】**

続きまして、報告事項（8）について、指導課、報告願います。

報告事項（8）「いじめの重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より報告

があった。

**【教育長】**

続きまして、報告事項（９）について、指導課、報告願います。

報告事項（９）「いじめの重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より報告があった。

**【教育長】**

続きまして、報告事項（１０）について、指導課、報告願います。

報告事項（１０）「いじめの重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より報告があった。

**【教育長】**

それでは、続きまして、議案第１６号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

（関係職員以外退席）

**【教育長】**

それでは、議案第１６号について、学務課、説明願います。

議案第１６号「職員の身分の取り扱いについて」は学務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

**【教育長】**

本日より予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議３月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後３時１０分閉会